⑻　平成16年４月１日以降に、元請として施工を完了したものの内、次の条件を満足する工事の実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

＊単体　①、②の実績を有すること。(別工事可)

ＪＶ　全ての構成員が１つ以上の実績を有し、２者で①、②の実績を満たすこと。(別工事可)

①　宅地造成事業における街渠築造（Ｌ型側溝、Ｕ型側溝等の設置）工事を含む道路整備（新設及び改良工事）で、施工延長1,000m以上の工事

②　公道上の土運搬量が２万㎥以上の工事

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、配置予定技術者という。）を当該工事に専任で配置できること。

①　平成16年度４月１日以降に、担当技術者（一級土木施工管理技士又はこれと同等以上有資格者）以上の技術者として下記に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。また、配置予定技術者の実績工事における従事期間は、下記に掲げる工事の数量条件を満たす従事期間であること。

＊単体　①、②の実績を有すること。(別工事可)

ＪＶ　全ての構成員が１つ以上の実績を有し、２者で①、②の実績を満たすこと。(別工事可)

①　宅地造成事業における街渠築造（Ｌ型側溝、Ｕ型側溝等の設置）工事を含む道路整備（新設及び改良工事）で、施工延長500m以上の工事

②　公道上の土運搬量が１万㎥以上の工事

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る）の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合３名を限度とする。

⑽　平成24年４月１日から資料の提出期限までの間に、当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」(同期間内に「枠組み協定型一括入札方式」、「枠組み協定一括発注方式」又は「追加工事協定方式」による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。)において調査基準価格を下回った価格をもって契約し工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑾　低入札価格調査対象となった場合には⑼②、③、④の基準を満たす品質管理を行う専任技術者を１名以上追加配置できること。また、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告できること。

⑿　総合評価に係る施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、現場条件を把握した上で、次に掲げる施工計画に関して不備なく記載されていること。

項目１　地権者や周辺住民等との良好なコミュニケーション形成に関する技術工夫。

・現場特性を踏まえ、周辺住民等への安全・環境対策についての提案

・現場特性を踏まえ、周辺住民等との良好な関係を形成するための提案

項目２　工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫。

・工事工程の把握及び工事遅延リスクの要因と対応についての提案

・工事を効率的に進めるための仮設計画についての提案

⒀　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⒁　上記１⑷に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　当機構首都圏ニュータウン本部（所管事務所を含む）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⒃　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒄　共同企業体の競争参加資格審査申請等

①　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体としての登録　５⑶の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構所定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」(以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。)を提出しなければならない。

②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期限、場所及び方法

提出期間　平成27年１月23日（金）から平成27年２月４日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。)を除く毎日、午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。)まで。(提出日時は、事前予約すること)

提出場所　〒336―0973 埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻4124番地　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部埼玉業務部販売業務チーム　電話048―878―2834

提出方法　持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。申請書は、特定ＪＶデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる（使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照)。なお、上記期間に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

⒅　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記２⑴から⒃に掲げる条件すべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

①　各構成員が建築業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障ないと認められる場合においては、許可を有しての営業が５年未満であってもこれと同等として取り扱う場合がある。